

# 虐待防止のための指針

医療法人江仁会

訪問看護ステーション Curare

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令第 73 条第 7 号に基づく虐待の防止のための指針を、以下のように定める。

## 1・基本方針

利用者への虐待行為は重大な人権侵害であり、犯罪行為であることを全ての職員が認識し、高齢者及び障害者虐待防止法に基づき利用者の人権を尊重し、虐待の予防、早期発見に努め本指針業務を遵守して業務に努めます。

## 2・虐待の定義

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいいます。

区 分	内容と具体例
身体的虐待	利用者に対して暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。過剰な投薬や隔離、身体拘束によって身体の動きを抑制する行為。 【具体的例】平手打ち・殴る・蹴る・つねる・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる・やけどさせる・柱や椅子に縛りつける・過剰な投薬で動きを抑制する・部屋に隔離をする等
性的虐待	利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。 【具体例】性交・性器への接触・性的行為の強要・裸にする・キスをする・利用者の前で猥褻な言葉を発する又は会話する・猥褻な映像を見せる等
心理的虐待	利用者に対する脅かしや著しい暴言、無視等著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 【具体例】怒鳴る・悪口・適当に話を聞く・子ども扱い・意図的な無視・人格をおとしめるような扱いをする等
放棄・放置 (ネグレクト)	利用者に対して衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の虐待を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 【具体例】食事や水分を十分に与えない・食事の著しい偏りにより栄養状態が悪化している・汚れた服を着させ続ける・排泄介助をしない・髪の毛や爪が伸び放題になっている・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる・身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する等
経済的虐待	利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を正当な理由無く制限すること。 【具体例】本人の同意なしで財産や預貯金を処分する又は運用する・日常生活に必要な金銭を渡さない(使わせない)等

### 3・虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令第 73 条第 7 号に基づく虐待防止のための対策を検討する委員会として、「訪問看護ステーション Curare 虐待防止検討委員会」（以下、委員会）を設置します。

- ① 委員会の委員長は管理者が務め、「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」とする。
- ② 委員会の委員は、事業所職員全員とする。
- ③ 委員会は、年 1 回開催する。また、虐待等が発生した場合、委員会を適宜開催する。また、必要に応じて医療法人江仁会暴力虐待防止委員会への参加も行う。

委員会での審議事項等

- ・虐待防止のための指針、マニュアル等の整備、見直しに関すること
- ・虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待またはその疑いについて、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・虐待等が発生した場合の対応に関すること
- ・虐待等が発生した場合の原因等の分析、再発防止に関すること
- ・再発防止策の効果、評価に関すること

### 4・虐待の防止のための職員研修に関する基本指針

- ① 職員研修は虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待の防止の徹底を図る内容とする。
- ② 研修は年間 1 回以上行います。また、新規職員採用時には必ず研修を行います。
- ③ 研修の実施内容については、研修資料、出席者等の記録を保存します。

### 5・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待の被害を受けたと思われる高齢者及び障害者（利用者）を発見した場合は、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の規定にしたがい、速やかに各担当地域の地域包括センター、障害者虐待防止センターまたは行政担当窓口連絡するとともに、その要因の除去に努めます。
- ② 緊急性の高い事案については行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命を最優先いたします。
- ③ 客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等と判明した際には、厳正なる対処をいたします。

### 6・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- ① 利用者やその家族、職員等から虐待またはその疑いの報告、相談を受けた場合には本指針に従い対処するとともに必要に応じて関係機関に通報いたします。

- ② 虐待等が疑われる場合には、各委員に報告をして速やかな要因の除去に努めます
- ③ 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、市町村窓口等に相談、報告いたします。

#### 7・成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者やそのご家族に対して利用可能な後見制度について説明し、その求めに応じて社会福祉協議会等の適切な 窓口を案内する等の支援を行います。

#### 8・虐待等への苦情解決方法に関する事項

- ① 虐待等に係る苦情については、重要事項説明書に示す、当事業所において包括的に設置する苦情対応窓口において受け付けます。受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関係する内容が含まれている場合には、苦情対応責任者を通じて、委員会に報告します。
- ② 苦情相談内容や相談者については個人情報取り扱いに留意し、相談者等に不利益が生じないように細心の注意を払います。
- ③ 対応の流れは、上述の「虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。

#### 9・利用者等に対する虐待防止マニュアル・指針の閲覧について

当指針は、利用者及び利用者家族がいつでも閲覧できます。また、ホームページに公表いたします。

#### 10. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

他機関との連携及び外部研修への職員派遣

埼玉県訪問看護ステーション協会等の他事業所との連携の機会、及び深谷市高齢者福祉事業及び介護保険事業等の研修の機会等には積極的に参加し、利用者の権利擁護に係る研鑽を常に図ります。

#### 11. 本指針の改廃

本指針の改廃の要否及び改定する場合の改訂作業は、委員会により実施します。

#### 12. 附則

本指針は、2024 年 4 月 1 日施行